

元食産第6027号
令和2年3月31日

一般財団法人 食品産業センター 会長 殿

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課長

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について（通知）

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下「法律」という。）第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が、令和2年3月31日に閣議決定されましたのでお知らせいたします。

本基本方針は、食品ロスの削減を国民運動として進めていく上で、国、地方公共団体、事業者、消費者等の指針となるものです。

特に、食品関連事業者等に対しては、「求められる役割と行動」として、規格外や未利用の農林水産物の有効活用、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する商慣習の見直し（納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長等）、外食での小盛りメニューの導入や持ち帰りへの対応等を示し、各々の主体が、それぞれの立場で、食品ロスの問題を我が事として捉え、行動に移すことが求められています。

その上で、本基本方針においても、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年7月公表）において設定した、事業系食品ロスを2000年度比で2030年度までに半減する目標の達成を目指すこととしております。

また、都道府県、市町村においては、法律第12条及び第13条の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」（以下「計画」という。）を定めるよう努めなければならないとされていることから、今後、各地域においても、計画の策定やこれに基づく食品ロスの削減に向けた取組が推進されることとなります。

つきましては、基本方針等を別紙のとおり送付いたしますので、貴団体におかれましては、今後の食品ロスの削減に向け、基本方針の趣旨・内容等について御理解をいただいた上で、一層の御尽力、御協力を賜りますようお願いいたします。

併せて、このことについて、会員の皆様にも周知いただきますようお願いいたします。

【添付資料】

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針
食品ロスの削減の推進に関する法律